

# 熊本県の最低賃金



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	<b>898円</b>	<b>令和5年10月8日</b>	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

## 熊本県特定(産業別)最低賃金 **↓令和5年度改定については現在審議中です。**

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	(896円) *最低賃金法第六条により、 令和5年10月8日からは <b>898円</b> が適用されます。	(令和4年12月15日)	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>931円</b>	令和4年12月15日	
百貨店、総合スーパー	(855円) *最低賃金法第六条により、 令和5年10月8日からは <b>898円</b> が適用されます。	(令和4年12月15日)	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。

注4 「百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。